

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。
令和八年九月十日
広島県呉市昭和町六番六号

呉貨倉庫運輸株式会社

代表取締役 大之木伸行

合併につき株券等提出公告

当社は、明治鋼業株式会社と合併して解散することいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和九年四月一日までに当社にご提出下さい。

令和八年九月十日

東京都千代田区岩本町二丁目三番一―号

株式会社アライ技研

代表取締役 井上 雄太

限定承認公告

本籍東京都江戸川区東葛西四丁目三四番地一〇、最後の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南三丁目一番地六シ―アイマンション杉戸高野台五〇七A 被相続人 亡 菅生 裕

右被相続人は令和八年四月二十三日死亡し、その相続人は令和八年七月十四日さいたま家庭裁判所越谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年九月十日

埼玉県さいたま市大宮区下町三丁目四七番地二六―一〇 限定承認者 土方 直子

限定承認公告

本籍岡山県岡山市南区福吉町一―番地八、最後の住所岡山県岡山市南区福吉町一―番一―号 被相続人 亡 小林 忠昭

右被相続人は令和八年二月十日死亡し、その相続人は令和八年五月二十五日岡山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年九月十日

埼玉県上尾市中妻三丁目一―三番地一―二フールデレツソ一〇二号室 相続財産清算人 小林桂太郎

限定承認公告

本籍東京都目黒区自由が丘三丁目七四番地、最後の住所東京都目黒区碑文谷六丁目一番二〇号 被相続人 亡 森本 宏

右被相続人は令和八年二月九日死亡し、その相続人は令和八年八月三十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年九月十日

東京都目黒区碑文谷六丁目一番二〇号 限定承認者 長友 祐世

限定承認公告

本籍東京都八王子市片倉町三四番地六、最後の住所東京都八王子市元八王子町三丁目二二〇三番地四高尾ハイツ二〇一―号 被相続人 亡 小林 幸雄

右被相続人は令和六年九月一日頃から十日頃までの間に死亡し、その相続人は令和八年九月一日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年九月十日

東京都八王子市明神町四七―一四 八王子ONビル八階 八王子合同法律事務所 限定承認者 田倉 綾

代理人弁護士 白神優理子

限定承認公告

本籍神奈川県小田原市穴部新田四四番地九、最後の住所神奈川県小田原市穴部新田四四番地の九 被相続人 亡 伊藤 久行

右被相続人は令和八年三月二日死亡し、その相続人は令和八年八月三十一日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年九月十日

神奈川県小田原市穴部新田四四番地の九 限定承認者 伊藤世理奈

優先資本の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九条に基づき、優先資本の額を八千三百万円減少して十八億四千九百万円とすることをしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載日付 令和八年四月十三日

掲載頁 一〇三頁（号外第八十六号）

令和八年九月十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七七八〇七号 P J M F A n t a r e s 特定目的会社

取締役 菊地 耕平

優先資本の額の減少公告

当社は、優先資本の額を三千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.kaikei-home.com/axes/0151/index.html>

令和八年九月十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一―号

H a t c h 特定目的会社 取締役 長尾 誠

債権申出の公告(第三回)

当社は、昭和五十二年二月二十五日株主総会の決議により解散しましたが、残余財産の清算のため、令和八年五月十八日、東京地方裁判所（令和八年（ヒ）第三二八号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載令和八年九月八日）の翌日から二箇月以内に申し出下さい。

右期間内に申し出がないときは清算から除外します。

令和八年九月十日

東京都渋谷区神南一丁目一二番一―六号

日生実業株式会社 清算人 弁護士 江上千恵子

連絡先 東京都江東区住吉一―一九一―一六〇二

債権申出の公告(第三回)

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年七月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年八月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年九月十日

鳥取県米子市石州府字大塚ノ式六五〇番

シャープ米子株式会社

規約型確定給付企業年金清算人 西 高史

訂正公告

令和八年一月二十一日（号外第十三号）掲載の第二十一期決算公告（稗組）中、流動負債の金額「226,058」とあるのは「226,293」、株主資本の金額「42,189」とあるのは「41,954」、利益剰余金の金額「12,189」とあるのは「11,954」、その他利益剰余金「12,189」とあるのは「11,954」、（うち当期純利益）の金額「（32,797）」とあるのは「（33,563）」の誤りにつき訂正します。

令和八年九月十日

福岡市中央区渡辺通五丁目一〇番一―八号

株式会社クロスエイジ

代表取締役 藤野 直人

訂正公告

令和八年八月七日（号外第一七八号）掲載の所有者不明土地管理人による供託公告中「事件番号令和八年（チ）第一号」とあるのは「事件番号令和五年（チ）第一号」の誤りにつき訂正します。

令和八年九月十日

沖縄県名護市大南二丁目一二番一―五号ジョイフルT H 一階

所有者不明土地管理人 儀保 唯

訂正公告

令和八年九月八日掲載のネットコネクトプロ合同会社に係る組織変更公告中、代表社員「岩本晋一」とあるのは「岩本 晋二」の誤りにつき訂正します。

令和八年九月十日

坂店

正誤

ページ段 行 誤 正

令和二年十二月二十三日（号外第二百七十一号）文部科学省告示第四百一十一号（重要文化財に文化財を追加して指定する件）（原稿誤り）

三七 構造及び「北面下屋付」を削除する。

形式欄 一一